

服装に関するきまり（令和7年4月改訂）

大田区立雪谷中学校

1 標準服

1) 上着（AB 共通）

- ①冬服では、指定のブレザー、ネクタイを着用する。
ブレザーの下は、白のYシャツまたは丸襟シャツを着用する。
- ②夏服時では、学校指定の半袖紺色ポロシャツを着用する。
- ③Yシャツ等の裾は、スラックスやスカートの中にしまうこと。
- ④肌着を着用する。肌着は色や柄がYシャツ等の外に透けないものとする。

2) Aタイプ：スラックス

- ①指定のスラックスを着用する。または指定のスラックスを着用する。
- ②ベルトは黒の革製のものとする。

3) Bタイプ：スカート

- ①指定のスカートを着用する。
- ②スカート丈はひざ丈とする。

2 頭髪・靴等

1) 頭髪

- ①清潔を第一とし、学校での活動に支障がない髪形とする。
- ②頭髪の脱色・染色はしない。
- ③頭髪が肩より長い場合は束ねる。髪を束ねるゴムの色は、紺・黒・こげ茶とする。リボン・ヘアバンド・飾りピン等は使用しない。

2) 靴・靴下

- ①靴は、運動靴か、黒の革靴とする。キャンバス地の靴は不可。体育の授業や運動活動では運動靴を着用すること。
- ②靴下の色は白・黒・紺とし、くるぶしが完全に隠れる長さのものを着用する。ワンポイントがあっても良い。また、防寒のための黒タイツを着用しても良い。

3 防寒着

1) 校舎内

- ①防寒のために、標準服の下にセーターを着用しても良い。
- ②セーターは黒または紺のVネックでハイゲージのものとし、カーディガンは不可。

2) 登下校時

- ①防寒のためにコート、マフラー、ネックウォーマー、手袋を着用しても良い。
- ②コートは紺または黒の無地のダッフルコート・Pコート・薄手ダウンコート等とする。
- ③コート等は登下校時のみの着用とし、校舎内では着用しないこと。